様式第1号(第3条関係)

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | | | | | |
| 費用徴収額 | | | 決定  変更 | 通知書 | | | |
| 第　　　　　号  年　　月　　日  　　　　　　　　　様  出雲市長  　下記の老人ホーム入所者に係る老人福祉法第11条に規定する措置に要する費用につい | | | | | | | |
| て、同法第28条の規定に基づきあなたから徴収する額を下記のとおり | | | | | 決定  変更 | したので | |
| 通知します。  記 | | | | | | | |
|  | 入所者氏名 |  | | | | |  |
| 施設名 |  | | | | |
| 費用徴収額 | 年　　　　　月から　　　　　月額　　　　　　　円 | | | | |
| 理由 |  | | | | |
| 〔教示〕  １ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。  ２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  ３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 | | | | | | | |